



平成29年 7月14日

指名停止措置を行いました ～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社井上企画に対し、落札決定後に契約締結を辞退したことから指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社井上企画は、平成29年6月29日に開札した、稚内開発建設部発注の「更新プリンタ用トナー外購入（単価契約）」の落札者となりましたが、入札金額の積算に誤りがあったことを理由に、平成29年6月29日に契約を辞退したことから、北海道開発局として株式会社井上企画に対し、指名停止措置を行うものです。

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社井上企画	東京都町田市本町田3275-12

2 指名停止措置期間：平成29年 7月14日～平成29年10月13日（3か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
開発監理部 会計課 会計指導官 佐藤 俊也（内線5703）
開発監理部 会計課 開発事務専門官 佐藤 文泰（内線5833）

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

